第 133 回伊達市災害対策本部会議

平成 24 年 8 月 21 日（火）
15 時 30 分～
保原庁舎 2 階応接室

1　放射能対策関係

（1）除染業務の進捗状況について

（2）除染推進センターだより（第 7 号）の発行について

2　その他

（1）災害対策号（第 64 号）の発行について

次回　　9/11（火）　17 時 00 分　～

第 133 回本部会議の概要について

1　実施日時等

平成 24 年 8 月 21 日（火）　15：30～

2　内容

1　放射能対策関係

（1）除染業務の進捗状況について

放射能対策課長が資料により説明した。

8 月 16 日現在の除染業務進捗状況である。A エリア及び B エリアの作業状況で、前回から進捗した部分は、資料中アンダーラインで示したとおり。仮置場に関しては、これまで契約が 0 箇所であった保原町柱沢で 1 箇所の契約が済み、前回（8/2 時点）と比較し、箇所数にして 1 箇所、面積にして 5,269 ㎡の増加である。仮置場の想定必要面積 100,000 ㎡に対し、78,107 ㎡の確保となった。契約済みの面積としては、計 19 箇所、83,376 ㎡が確保されているものの、これは、他地区の廃棄物受け入れができないことを考慮した数値ではなく、他地区の廃棄物受け入れができない現状を踏まえた仮置場の確保分は、35,817 ㎡であり、依然として、64,183 ㎡が不足している。詳しい数値等、詳細は別添資料のとおりである。

（市長）

保原町柱沢で 1 箇所の仮置場が確保できたことは大きな前進であろう。B エリアの除染は、除染の開始準備が整った地区から逐次発注し進める考え方であったが、そのスケジュールは立っているか。

（放射能対策課長）

スケジュールはこれからである。B エリアにおける公共施設では、中川地区の集会所・運動広場の竣工検査まで終了した状況。一般住宅については、例えば霊山町中川地区であれば、全世帯で約 160 世帯あるが、そのうち約 20 世帯がどうしても連絡が取れない状況であり、約 20 世帯の住宅を除いて発注することができるかどうか、検討が必要であると考えている。

（市長）

地区内全世帯のモニタリングが終了してから、除染を発注することにこだわっていると、後手に回ってしまうだろうから、ある程度見切り発車することもやむを得ないであろう。仮置場が確保できなければ除染が発注できないという進め方であれば、なかなか先に進まない。当市の除染が進んでいるのは、ある程度の見込みで行っているということ、つまり、仮置場を確保しながら発注するという取り組みをしているからでもある。例えば、霊山町中川地区で約 140 世帯の発注準備が既に整っているとすれば、発注の仕方を考えればよいのではないか。

地区全体約 160 世帯を発注してしまい、除染をしなくてもよい部分が出てくれば、該当部分を減額し、清算する方法もある。

（放射能対策課長）

霊山町中川地区における仮置場提供の申出は数箇所あるものの、町内会・地区における最終的な決定がされてなく、正式な仮置場の契約に至っていないものがある。こうした部分に関しては、早急に契約を済ませることとして、除染の発注と並行して進めることとして検討したい。

（市長）

仮置場の確保は、行政が努力するべきものであるが、除染請負業者も努力すべきものである。仮置場が決まらない限り、請負業者も努力しようがないのであるから、受注した請負業者は、仮置場の確保も含めて努力をするということ。A エリアを除いては、基本的には地元業者が受注するのであるから、地元業者へ発注するという利点として捉え、仮置場が決まらないから発注しないのではなく、変更しながらでも発注して進めていくのが良いのではないか。検討していただきたい。

（2）伊達市一斉放射線量測定マップについて

市民生活部長が資料により説明した。

7 月 26 から 28 日にかけて、第 4 回目となる当市一斉の放射線測定を実施し、作成したマップを、今週木曜日（8/23）に各戸配布を行う。結果の概要を含めてご報告したい。

（環境防災課長）

全 744 測定地点中、553 地点において、第 3 回目の測定より低い線量となった。一方、191 地点は、前回と線量が変わらないか、0.01～0.86μSv/h の線量増加となったものである。うち、0.50μSv/h 以上増加した地点は 6 地点であり、微増の原因としては、雨水の溜まりやすい地点であったと考えている。本測定から、新たに 0.25μSv/h という区分を凡例に追加し、白（着色なし）で示している。詳細は別添マップのとおりである。

（市長）

おおよそ全体としての線量は下がってきた模様である。マップ中の線量は、0.25μSv/h ごとに区分、着色されているので、0.25μSv/h のメッシュは、国が示す年間積算線量 1mSv に達する空間線量 0.23μSv/h に近く、大変おおまかに捉えれば、年間積算 1mSv を超えないことが想定できる。除染の面から捉えれば、仮に年間積算線量 1mSv に達しないとすると、国の示す基準から見ても除染を実施しなくて良いということになる。

当マップは、基本的には 1km メッシュでの測定であるし、現在、A エリアや B エリアは、細かく線量を測定している。モニタリングがしっかりされている上で、除染をどう実施するかが決まるのであるから、当マップに示されているような市内全体を見るためのモニタリング測定は、概ね役割を果たしたのではないか。

つまりは、本測定をもって 1km メッシュで市内全体を捉える測定は一区切りとし、現在進んでいる A エリア・B エリアのモニタリング、さらに C エリアは、市民の皆さまを中心にして除染推進センターとの協働で取り組み住宅 1 件 1 件のマップを作成し、除染の実行計画に活用するなどが必要になってくるのではないか。

（放射能対策課長）

現在、除染作業を進めるにあたって、A エリア及び B エリアの詳細モニタリングも行われている。しかし、市内全体を 1km メッシュで捉える測定は、24 年度中はぜひ実施し、例えば、現在は赤色で示されているメッシュが除染によって青色になるなど、除染の結果が反映されるのを示したいと考えている。

（市長）

マップは、1km メッシュであるから、実際のところは除染をしても、マップには反映されないのではないかと考えている。除染は生活圏中心であるし、マップには山林部分に近いところも含まれている。目に見えて除染の効果が当マップに現れてくるかは、難しいところだと考えている。概要を知る上で活用できるものである。

ただ、もうひとつ言えるのは、セシウム 134 の半減期が約 2 年であるので、25 年の 3 月になれば、その分、線量は減少するであろうということ。その観点から捉えれば、平成 25 年 3 月まで測定することは意味がある。

（市民生活部長）

A エリア・B エリアは、まず宅地を除染し、その後、道路の除染を実施するものである。それが今後進めば、より鮮明な低減がマップにも現れてくるであろうと思われる。

平成 25 年 3 月までは実施したいと考えている。

（市長）

細かいモニタリングをどうするかは、考えておくこと。理想としては、全ての世帯のモニタリングが実施され、マップ上に示され、どう推移しているかというのが示されることである。

（2）除染推進センターだより（第 7 号）の発行について

放射能対策課長が資料により説明した。

主な記事としては月舘地区行政推進員の仮置場視察、仮置場の説明会及び除染推進センターの紹介に関する記事である。裏面の自家用農産物のモニタリング調査結果については、検出された農産物と、検出されなかった農産物の一覧の地区区分が一致していないとの指摘を受けたものであるが、今後調整を図るということでご了承いただきたい。掲載内容は資料のとおり。

（市長）

除染推進センターのパンフレットはあるか。除染推進センターの概要を示したパンフレットを作成し、市民に紹介されたい。

（除染推進センター所長）

現時点でパンフレットはない。C エリアの除染方針が現在検討されている途中であるから、その方針が固まり次第、方針も含めて掲載したパンフレットを作成したい考えである。

（市長）

除染は、「市民の皆さまも協力ください」という方針なのであるが、どうしても職員だけでは人手が不足する。推進センターとして実施する部分と、協力いただく部分を示したパンフレットを作成し、周知することも必要であろう。C エリアの除染方針も含めて、至急作成されたい。

（放射能対策課長）

参考であるが、環境省の除染情報プラザパンフレットは別添のとおりである。現在、これは 16,000 部ほどいただきたいということで環境省に申し入れしている。

（市長）

ぜひ、除染支援センターを紹介するパンフレットを作成してほしい。冬になる前までということを踏まえれば、9 月 13 日の町内会送付に間に合うようにでも作成していただきたい。

（放射能対策課長）

関係部署で調整し、後ほど報告したい。

2　その他

（1）災害対策号（第 64 号）の発行について

秘書広報課広報広聴係長が資料により説明した。

（市長）

今号には、コメの全量全袋検査について掲載されているが、具体的な予定は整ったのか。

（産業部長）

検査場所は決まったが、具体的な体制は、現時点で調整中である。決定次第、会議にて報告したい。9 月 20 日頃までには体制を整備し、農家向けの説明会も実施しなくてはならないと考えている。

（市長）

市内では、明日（8/22）から、2 台のホールボディカウンターが稼動することとなる。食品検査器の整備も進んでいるし、その点で、内部被曝の部分については、安全・安心な体制が整ったと考えている。

食品検査の受付状況も混んでいないという状況であるし、状況が落ち着いてきたということは、安全・安心が提供されていることの現れであるのだろう。

最近、気になった話題としては「市長への手紙」でも寄せられた、側溝の汚泥を上げる「側溝掃除」に関する件である。「1 年 7 箇月にわたって側溝掃除を実施していないことは問題なのではないか」という手紙であった。これをなんとかしなければならないとは考えているが、衛生処理組合としては、側溝掃除で上げた汚泥を受け入れられる状況にあるか。

（衛生処理組合事務局長）

衛生処理組合では、1 回 1 家庭について、草は 3 袋まで、枝木は 1 人 3 束までとして受け入れている。側溝掃除により生じた汚泥は、仮置きするなどして処理できないかと考えている。

（市長）

何らかの方法で、側溝掃除をした際に生じる汚泥を仮置き出来るような場所を確保できないか。道路を除染した際の廃棄物は、どこに仮置きするのか。国道や県道の除染により生じた廃棄物はどうするのか。

（市民生活部長）

国・県道の除染は、県で実施する。

（放射能対策課長）

市町村との意見交換会が 8 月 2 日に開催されており、参加してきた。除染に係る費用は、9 月補正で計上するとの説明であった。昨日（8/20）には、福島河川国道事務所からも除染について調整をしたいとの連絡があった。

（市長）

除染を実施するにあたって、道路等の除染との調整を図ることも必要なのではないか。関係機関と調整し、ある程度あわせた期間内に除染を出来ることが理想的だと思う。

例えば、国道の側溝を除染するとなれば、その除染によって生じた廃棄物はどうするか。当該地域の山林に仮置きするような形が想定されるであろう。国有地があれば話は別であるが、当

市においては、国有地が豊富にあるわけではないので、我々で考えておかなければならない問題のひとつでもあろう。
側溝掃除とそれにより生じた汚泥に関する対応については、10 月にも側溝掃除を行えるように取り組みを進めていただきたい。

《次回本部会議》

平成 24 年 9 月 11 日（火）　17 時 00 分～
本庁舎 2 階　応接室において

（文責：石川　智史）